総社市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

総社市教育委員会委員長 林 直 人

総社市教育委員会規則第2号

総社市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

総社市教育委員会公印規則(平成17年総社市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

		改	正	後						改	正	前			
別表(第3条関 公印一覧表	月 係)							別表(第3条関 公印一覧表	月 係)						
公印の種類	整理番号	書体	寸法	保管課 (校園)	使用区分	印材	個数	公印の種類	整理番号	書体	寸法	保管課 (校園)	使用区分	印材	個数
総社市教育委員会印	1	てん書	方 30 ミリ	庶務課	教育委員会名を もってする文書 全般 <u>及び刷込み</u> を必要とする文 <u>書</u>	木	1	総社市教育 委員会印	1	てん書	方 30 ミリ	庶務課	教育委員会名を もってする文書 全般	木	1
"	2	"	方 10 ミリ	<u>11</u>	納付書,納入通 知書 <u>, 刷込みを</u> 必要とする文書 その他教育委員 会が定める文書 及び電子印影用	II	1	11	2	II	方 10 ミリ	<u>庶務課</u>	納付書,納入通 知書その他教育 委員会が定める 文書	"	1
JJ	3		方 21		教育委員会が指	IJ	1	削除	3						

		改	正	後						改	正	前			
			<u> </u>		<u>定する文書及び</u> 電子印影用										
<u>"</u>	4		方 21 ミリ	総合文 化セン ター	総合文化センタ 一専用		1	総社市教育 委員会印	4	てん書	方 21 ミリ	総合文 化セン ター	総合文化センタ 一専用	木	1
削除	5							総社市教育 委員会印(山 手支所専用)	5	<u> "</u>	<u>方 30</u> ミリ	<u>山手支</u> <u>所</u>	山手支所専用		1
<u>"</u>	6							総社市教育 委員会印(清 音支所専用)	6	<u> ""</u>	<u>方 30</u> ミリ	<u>清音支</u> <u>所</u>	清音支所専用		1
総社市教育 委員会委員 長印	7	てん書	方 21 ミリ	庶務課	教育委員長名を もってする文書 全般	木	1	総社市教育 委員会委員 長印	7	<u> 11</u>	方 21 ミリ	庶務課	教育委員長名を もってする文書 全般		1
略								略							
削除	9							総社市教育 長之印(山手 支所専用)	9	<u> "</u>	<u>方 30</u> ミリ	<u>山手支</u> <u>所</u>	山手支所専用		1
	10							総社市教育 長之印(清音 支所専用)	10		<u>方 30</u> ミリ	<u>清音支</u> <u>所</u>	清音支所専用		1
総社市教育 長職務代行 者印	11	てん書	方 22 ミリ	庶務課	教育長職務代行 者をもってする 文書	<u>木</u>	1	総社市教育 長職務代行 者印	11	<u>"</u>	方 22 ミリ	庶務課	教育長職務代行 者名をもってす る文書		1
略								略							
総社市立き よね認定こ ども園之印	107	II	方 30 ミリ	きよね 認定こ ども園	きよね認定こど も園名をもって する文書	"	1	総社市立清 音幼稚園之 <u>印</u>	107	IJ	方 30 ミリ	<u>清音幼</u> 稚園	清音幼稚園名を もってする文書	"	1
総社市立き よね認定こ ども園長之 印	108	"	方 21 ミリ	<i>II</i>	きよね認定こど も園長名をもっ てする文書	JJ	1	総社市立清音幼稚園長之印	108	"	方 21 ミリ	JJ	清音幼稚園長名 <u>をもってする文</u> <u>書</u>	"	1
総社市立総	109	11	方 30	総社保	総社保育所名を	11	1								

		改	正	後						改	正	前			
社保育所之 印			ミリ	育所	もってする文書										
総社市立総 社保育所長 之印	110	<i>II</i>	方 21 ミリ	IJ	総社保育所長名 をもってする文 書	"	1								
総社市立総 社東学校給 食共同調理 場之印	<u>111</u>	"	方 30 ミリ	総社東 学校給 食共同 調理場	総社東学校給食 共同調理場名を もってする文書	"	1	総社市立総 社東学校給 食共同調理 場之印	109	<i>))</i>	方 30 ミリ	総社東 学校給 食共同 調理場	総社東学校給食 共同調理場名を もってする文書	11	1
総社市立総 社東学校給 食共同調理 場所長之印	112	"	方 21 ミリ	"	総社東学校給食 共同調理場所長 名をもってする 文書	"	1	総社市立総 社東学校給 食共同調理 場所長之印	110	"	方 21 ミリ	IJ	総社東学校給食 共同調理場所長 名をもってする 文書	11	1
総社市立総社西学校給食共同調理場所長之印	<u>113</u>	JJ	方 21 ミリ	総社西 学校給 食共同 調理場	総社西学校給食 共同調理場所長 名をもってする 文書	"	1	総社市立総 社西学校給 食共同調理 場所長之印	<u>111</u>	IJ	方 21 ミリ	総社西 学校給 食共同 調理場	総社西学校給食 共同調理場所長 名をもってする 文書	IJ	1
総社市中央 公民館長之 印	114	"	方 24 ミリ	総社市 中央公 民館	総社市中央公民 館長名をもって する文書	"	1	総社市中央 公民館長之 印	112	<i>11</i>	方 24 ミリ	総社市 中央公 民館	総社市中央公民 館長名をもって する文書	"	1
総社市東公 民館長之印	<u>115</u>	"	方 24 ミリ	総社市 東公民 館	総社市東公民館 長名をもってす る文書	"	1	総社市東公 民館長之印	113	"	方 24 ミリ	総社市 東公民 館	総社市東公民館 長名をもってす る文書	"	1
総社市西公 民館長之印	<u>116</u>	"	方 24 ミリ	総社市 西公民 館	総社市西公民館 長名をもってす る文書	"	1	総社市西公 民館長之印	114))	方 24 ミリ	総社市 西公民 館	総社市西公民館 長名をもってす る文書	"	1
総社市昭和 公民館長之 印	<u>117</u>	JJ	方 24 ミリ	総社市 昭和公 民館	総社市昭和公民 館長名をもって する文書	"	1	総社市昭和 公民館長之 印	<u>115</u>	IJ	方 24 ミリ	総社市 昭和公 民館	総社市昭和公民 館長名をもって する文書	"	1
総社市山手 公民館長之 印	118	JJ	方 24 ミリ	総社市 山手公 民館	総社市山手公民 館長名をもって する文書	IJ	1	総社市山手 公民館長之 印	116	IJ	方 24 ミリ	総社市 山手公 民館	総社市山手公民 館長名をもって する文書	"	1
総社市清音	<u>119</u>	IJ	方 24	総社市	総社市清音公民	IJ	1	総社市清音	117	11	方 24	総社市	総社市清音公民	IJ	1

		改	正	後						改	正	前			
公民館長之			ミリ	清音公	館長名をもって			公民館長之			ミリ	清音公	館長名をもって		
印				民館	する文書			印				民館	する文書		
総社市立図	<u>120</u>	IJ	方 24	総社市	総社市立図書館	IJ	1	総社市立図	<u>118</u>	IJ	方 24	総社市	総社市立図書館	IJ	1
書館長之印			ミリ	立図書	長名をもってす			書館長之印			ミリ	立図書	長名をもってす		
				館	る文書							館	る文書		
総社市青少	<u>121</u>	IJ	方 21	青少年	青少年育成セン	IJ	1	総社市青少	<u>119</u>	"	方 21	青少年	青少年育成セン	IJ	1
年育成セン			ミリ	育成セ	ター所長名をも			年育成セン			ミリ	育成セ	ター所長名をも		
ター所長之				ンター	ってする文書			ター所長之				ンター	ってする文書		
印								印							
総社市立総	<u>122</u>	JJ	方 21	総合文	総合文化センタ	IJ	1	総社市立総	<u>120</u>	"	方 21	総合文	総合文化センタ	"	1
合文化セン			ミリ	化セン	一館長名をもっ			合文化セン			ミリ	化セン	一館長名をもっ		
ター館長之				ター	てする文書			ター館長之				ター	てする文書		
印								印							
総社市勤労	<u>123</u>	IJ	方 21	勤労青	勤労青少年ホー	IJ	1	総社市勤労	<u>121</u>	IJ	方 21	勤労青	勤労青少年ホー	"	1
青少年ホー			ર્ગ	少年ホ	ム館長名をもっ			青少年ホー			ミリ	少年ホ	ム館長名をもっ		
ム館長之印				ーム	てする文書			ム館長之印				ーム	てする文書		

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。